

## 第3回多摩市手話言語条例検討会等での意見に対する対応

	意見の内容（要旨）	意見に対する対応
1	<p>第2条の市民の定義「多摩市内（以下「市内」という。）に在住、在勤又は在学する者をいう。」と、第8条にある「全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。」とあります。</p> <p>手話講習会手話通訳者養成講座実践コースの受講対象者は「多摩市で応用コースを修了した市内在住の方」となっているが齟齬が生じてしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>本条例における市民の定義については多摩市自治基本条例第3条と同様に、在住、在勤又は在学する者としていただいております。</p> <p>ご指摘の手話講習会手話通訳者養成講座実践コースの受講対象者についてですが、現在多摩市では市の登録通訳者になるための要件を多摩市内在住者のみとしております。手話通訳者養成講座実践コースは修了後に手話通訳者の試験を受ける（つまり多摩市の登録手話通訳者となる）ことが前提となっている講座ですので、受講要件を市内在住にしています。</p> <p>学ぶ機会については、市内に在住・在勤・在学の方が入門コースから手話通訳者養成講座応用コースまでを受講することができ、確保できているという認識です。</p>
2	<p>手話が「手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語である」という文言が、前文の冒頭と後半部分、さらに（目的）の冒頭の三か所で使われています。それに加えて（定義）で改めて規定しています。</p> <p>これは「手話の定義を強調しすぎた感があり」読んでいて違和感があります。</p> <p>私の案としては、前文の冒頭部分だけ残して、あとは単に「手話」として、（定義）の（1）は削除した方が条例としてすっきりするのではと思います。</p>	<p>ご意見をもとに下記のとおり修正しました。</p> <p>（前文）第3段落目</p> <p>多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指している。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が言語であるとの認識に基づき、～。</p> <p>（目的 第1条）</p> <p>この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、～。</p> <p>なお、定義については、手話の定義を改めて記載する必要があると考えており、再度記載のあるままとさせていただきます。</p>
3	前文3段落目について「私たちは、聞こえない	ご意見をもとに以下のとおり修正しました。

	いことが社会参加の障壁ではない～」としてほしい。	「私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁ではないという理解のもと、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。」
4	第8条1項4号の「全て」を「すべて」と表現した方が柔らかい感じがするため「すべて」としてほしい。	法令の用語表記は「全て」となりますので、当初のとおり漢字とさせていただきます。
5	<b>※市役所庁内での意見</b> 第9条（財政上の措置）については、制限なく対応することは困難なことや、より幅広い障がい者にも関わる「差別解消条例」よりも踏み込んだ記述となっていることから、「予算の範囲内において」を追加すべきと考えます。	ご意見をもとに下記の通り対応しました。 （財政上の措置） 第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
6	<b>※市役所庁内での意見</b> 前文3段落目2～4行目、「豊かな自然と～との認識に基づき、」について3段落目の1行目や1段落目の内容と重複しているように感じました。また、「心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会」について、手話が言語であるという理解やお互いを尊重しあい意思疎通を行うことが体の健康につながるイメージがわきにくいと感じました。そこで、以下のようにしてはどうかと思いました。 「多摩市が、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指していることを踏まえても、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を～中略～意思疎通を行いながら、共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。」	1つ目のご意見については、条例の中で多摩市らしさを表現するために健幸都市について説明されている部分となりますので、修正はいたしませんでした。 2つ目のご意見については、手話が通じない（意思疎通を行えない）から社会から離れ引きこもりがちになり、精神的に不安定になり「二次障害」となってしまう、ということもあり、外に出なくなるということで、体を動かす機会が減り、特に高齢のろう者にとっては、フレイルの進行にもつながることにもなります。手話を通して意思疎通を行うことができる社会になることで、ろう者の社会参加を促し、外に出ることができるようになることが心身の健康にもつながると考えておりますが、分かりにくいという指摘を踏まえ、逐条解説等で改めて補足説明させていただきます。
7	<b>※市役所庁内での意見</b> 第1条（目的）も、意見③と同様の理由で、最後の行から「心身ともに健康で幸せに」を削除してはどうかと思いました。	上記と同様の回答です。

8	<p><b>※市役所庁内での意見</b></p> <p>来年、東京 2025 デフリンピック大会に向けて、国際手話通訳者が少ないことが課題とされている。</p> <p>国内で多く使用されているものは日本独自の「日本手話」と呼ばれるもので、多言語圏では通じない。</p> <p>国際手話は、聴覚障がい者の世界的な交流の場である「世界聾者会議」や国際的な聴覚障がい者のスポーツ大会である「デフリンピック」などでは、公用語として使用されている。今後は、外国人市民数の増加が見込まれる中で日本語手話とともに、国際手話に対する理解の促進及び普及も必要であると考えます。本条例において、「国際手話」について言及してはどうか。</p>	<p>「国際手話」については、多摩市レベルではニーズが少ないことや、本条例における「手話」は「日本手話」に限定した意味合いではないことから、特記する対応は行いませんでした。</p>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------